

## 加須市教育委員会交際費の支出及び公開に関する基準

(平成22年3月23日教育長決裁)

### 1 目的

この基準は、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が外部と公の交渉をするための経費（以下「教育委員会交際費」という。）の支出基準を明らかにするとともに、教育委員会交際費を市民に公開する基準を定めることにより、教育委員会交際費の適正な支出と透明性の確保を図ることを目的とする。

### 2 支出の判断基準

- (1) 教育委員会交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の額を支出するものとする。
- (2) 教育委員会交際費の支出に当たっての判断基準は、次のとおりとする。
  - ア 教育委員会を代表する職としての支出であること。  
公私の区別を厳格にし、個人としての支出と考えられるものは除く。
  - イ 対外的折衝のための支出であり、次のいずれかの場合に該当すること。
    - (ア) 教育行政運営上、協力関係や支援関係による個人又は団体との関係を維持する上で必要がある場合
    - (イ) 現に教育行政運営上、密接な関係にある個人又は団体に対し、儀礼を尽くす必要がある場合
    - (ウ) 教育行政運営について助言や支援、協力、指導等を期待できる者に、教育行政に対する理解を深め、又は人間関係を深める上で必要がある場合
  - ウ 社会通念に照らして儀礼的な範囲の支出であること。
  - エ 予算の範囲内で必要最小限の適正な金額であること。

### 3 支出基準

- (1) 教育委員会交際費の支出区分は、次のとおりとする。
  - ア 祝金
  - イ 会費
  - ウ 弔慰金
  - エ 見舞金
  - オ 賛助金・協賛金
  - カ その他
- (2) 教育委員会交際費の支出対象、支出金額等の基準は、別表のとおりとする。

### 4 支出上の留意事項

- (1) 地域の慣習等特別な理由により、この基準で定める金額により難しい事情がある場合は、その都度教育長と協議の上、金額を調整できるものとする。
- (2) 祝金、弔慰金等のお返し、記念品等は、原則として受け取らないものとする。

## 5 支出管理

- (1) 教育委員会交際費を支出したときは、教育委員会交際費支出簿（別記様式）に記入するものとする。
- (2) 教育委員会交際費支出簿は、月ごとに整理するものとする。

## 6 情報公開

- (1) 教育委員会交際費は、加須市教育委員会生涯学習部教育総務課において教育委員会交際費支出簿を閲覧に供することにより公開するものとする。
- (2) 教育委員会交際費支出簿は、加須市ホームページにおいて、四半期の支出に係る分を翌月 10 日までに公表するものとする。

## 7 基準の見直し

この基準は、教育委員会交際費の支出対象や金額等が常に市民感覚に合致したものであるよう、適宜見直しを行うものとする。

### 附 則

この基準は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

### 附 則（平成 27 年 9 月 3 日教育長決裁）

この基準は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

### 附 則（平成 28 年 11 月 25 日教育長決裁）

この基準は、平成 28 年 11 月 25 日から施行する。

### 附 則（令和 3 年 3 月 8 日教育長決裁）

この基準は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。

## 別表

### 1 祝金

支出対象	支出金額等
記念式典、定期総会、行事等に対するお祝い	○金額が明記されている場合 その金額
	○金額が明記されていない場合 ・通常の飲食店で開催する場合 5,000 円 ・集会所等の公共的施設で開催する場合 3,000 円
	○その他教育長が特に必要と認める場合 他と均衡を失しない程度の所要額
職員の結婚式、小・中学校の入学式・卒業式（公立を除く）、叙勲等の受章祝い、就任祝い等	祝電

注1 祝金及び会費は、個人又は団体から教育委員会に案内があった場合に限り支出するものとする。

注2 祝金と会費が重複する場合は、祝金のみを支出するものとする。

注3 祝金及び会費の支出は、原則として同一団体に対し年2回を限度とする。

### 2 会費

支出対象	支出金額等
各種団体の懇談会や懇親会等に対する会費	○金額が明記されている場合 その金額
	○金額が明記されていない場合 ・通常の飲食店で開催するとき 5,000 円 ・集会所等の公共的施設で開催するとき 3,000 円
	○その他教育長が特に必要と認める場合 他と均衡を失しない程度の所要額

### 3 弔慰金

支出対象			支出金額等		
			香典(円)	供物	その他
教育委員	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母		生花	
県・近隣市町村の教育長	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母			弔電
教育委員会が所管する各種公共的団体の長	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母		生花	
教育委員会又は教育長から委嘱を受けた委員	現職	本人	5,000	生花	
		配偶者	5,000		

		父母及び生計を共にする義父母			弔電
学校医、学校歯科医、学校歯科医	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母		生花	
市長、副市長又は教育長 (元助役又は元収入役を含む。)	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母		生花	
	元職	本人		生花	
職員（会計年度任用職員を除く）	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母			弔電
	元職	本人		生花	
市内学校教職員（校長・教頭）	現職	本人	10,000	生花	
		配偶者、父母及び生計を共にする義父母			弔電
市内学校教職員（校長・教頭を除く）	現職	本人		生花	
会計年度任用職員	現職	本人		生花	
園児・児童・生徒（私立を除く市内在学・在園）		本人		生花	

注1 教育委員会交際費を支出するにあたって、対象者が市長部局と重複する場合には、その都度、秘書課長と協議の上、教育長がその対応を決定するものとする。

注2 教育委員会を代表する職にある者が告別式等に出席する場合は、弔電を省略するものとする。

#### 4 見舞金

支出対象	支出金額等
病気、けが等による入院 1 週間以上の場合の見舞い	限度額 5,000 円

#### 5 賛助金・協賛金

支出対象	支出金額等
公に認められた団体で、事業の趣旨が明確であるものに対する賛助金又は協賛金	限度額 5,000 円

#### 6 その他

支出対象	支出金額等
教育長が特に必要と認めるもの	他と均衡を失しない限度の所要額

